

ID: 171

担当部署: 総務部 参事 (風連地区地域振興担当)

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市風連日進レクリエーションセンター条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年条例第115号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料等の還付)  第8条 市長は、既に納入された使用料及び暖房料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長がこれを認めたとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日